

男鹿市公告第 3 号

水難救護法（明治 3 2 年法律第 9 5 号）第 2 9 条第 1 項の規定により、次のとおり漂流物の引渡しを受けたので、同条第 2 項において準用する同法第 2 5 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。なお、本件漂流物を所有者に引き渡しますので、心当たりのある方は、男鹿市総務企画部総務課まで申し出てください。

令和 7 年 2 月 1 0 日

男鹿市長 菅 原 広 二

- 1 漂流物（引渡しを受けた物件）
オイルフェンス（長さ約 1 0 メートル）
- 2 拾得年月日
令和 6 年 1 2 月 9 日
- 3 拾得場所
入道崎沖合
- 4 保管場所
申川不燃物埋立処分場（男鹿市野石字申川 1 6 6 ）
- 5 その他
公告後 6 か月が経過し、引き渡しの申し出がない場合は、処分します。